

第 3 期

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

開催日時

平成29年3月29日 水曜日
午前10時（開場時刻 午前9時15分）

開催場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO（日本橋室町野村ビル）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」
5階大ホール

目次

■ 第3期定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	21
■ 個別計算書類	34
■ 監査報告書	42
■ 株主総会参考書類	45

議案及び参考事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件

K&O エナジーグループ株式会社

証券コード：1663

(証券コード 1663)
平成29年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
K&O エナジーグループ株式会社
代表取締役社長 梶 田 直

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月28日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時
（開場時刻は、午前9時15分といたします。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO（日本橋室町野村ビル）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第3期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.k-and-o-energy.co.jp/>) に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調で推移しましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念され、為替やエネルギー価格についても不安定さが見られました。

こうしたなか、当連結会計年度の売上高については、主にガス事業の売上高が減少したことにより、23.2%減少の564億50百万円となりました。また、ヨード販売価格が低下したことなどにより、営業利益については33.9%減少の32億34百万円、加えて受取配当金が減少したことなどもあり、経常利益については37.7%減少の36億29百万円、親会社株主に帰属する当期純利益については39.1%減少の24億1百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであり、増減の比較については、全て「前連結会計年度」との比較となっております。

<ガス事業>

期初の気温が高めに推移したことや、輸入エネルギー価格下落の影響による一部販売価格の低下などにより、売上高については24.1%減少の501億44百万円となり、営業利益については8.8%減少の45億79百万円となりました。

<ヨード・かん水事業>

国際的な価格低下の影響を受けヨード販売価格が低下したことや、為替が円高傾向で推移したことなどにより、売上高については24.2%減少の38億94百万円、営業利益については47.0%減少の12億86百万円となりました。

<その他>

前年10月からの電力事業の開始などにより、売上高については4.8%増加の24億11百万円となりましたが、器具販売事業の利益が減少したことなどにより、営業利益については42.6%減少の92百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額68億97百万円であります。

子会社の関東天然瓦斯開発(株)におきましては、天然ガスとヨードの生産能力の維持、向上等を目的として、千葉県茂原市及び長生郡における5地区の開発計画を推進し、生産井2坑井及び還元井1坑井が完成したほか、生産能力の向上を目的として茂原北部送水管敷設工事等を推進しております。また、子会社の大多喜ガス(株)におきましては、ガス供給体制の強化を図るため、本支管を8km、供給管を3km延長いたしました。さらに、子会社の日本天然ガス(株)におきまして、千葉県茂原市における1地区の開発計画のほか、八斗排水管敷設工事、ヨード生産設備ブローイングアウト塔増設工事等を推進しております。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・子会社 関東天然瓦斯開発(株)

生産井 2 坑井 (ガス事業、ヨード・かん水事業)

還元井 1 坑井 (ガス事業、ヨード・かん水事業)

・子会社 大多喜ガス(株)

本支管 8 km延長 (ガス事業)

供給管 3 km延長 (ガス事業)

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

・子会社 関東天然瓦斯開発(株)

生産井 3 坑井 (ガス事業、ヨード・かん水事業)

茂原北部送水管敷設(Ⅱ期) 3 km (ガス事業、ヨード・かん水事業)

・子会社 日本天然ガス(株)

八斗排水管敷設 6 km (ガス事業、ヨード・かん水事業)

ヨード生産設備ブローイングアウト塔増設 (ヨード・かん水事業)

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

我が国のエネルギー源の海外依存度の高さや世界的な温室効果ガス排出量の増大が問題視されるなか、天然ガスは、地政学的リスクが相対的に低いこと、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少ないこと等から、各分野においてその役割を拡大していく重要なエネルギー源として位置づけられております。

一方で、電力・ガスの小売全面自由化が実施されることで想定される新規参入者との競合や他エネルギーとの競争の激化のなか、販売者としてお客様のニーズに的確にお応えするサービスのご提供がこれまで以上に必要となっております。

こうした事業環境のなか、当社グループは、100年企業に向けたステップとして2025年をターゲットに据えた「VISION 2025」、さらにその具体的な展開のために2018年度を最終年度とする3カ年中期経営計画をそれぞれ策定し、諸施策に取り組んでおります。

これらの計画の初年度となる2016年度においては、当初計画の通り、特にガス小売全面自由化に向けた制度対応や、都市ガス需要の維持・新規獲得、各種老朽設備の更新などに注力いたしました。しかし、ヨード販売価格の低下や円高の影響などにより、主に利益面で当初の計画を下回る結果となりました。

今後、ヨード価格の急激な回復は期待できないこと、さらに為替が当初見込みに比べ円高傾向で推移することを予想していることなどから、現時点では3カ年中期経営計画が未達となる可能性を見込んでおりますが、新規エリアでの生産量の拡大や既存エリアでの生産量の維持・増進、都市ガス需要の維持・拡大等に全力を尽くすとともに、更に積極的なコスト削減等を図ることで、3カ年中期経営計画や「VISION 2025」における各目標の達成に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

これからも当社グループ全体の更なる発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<VISION 2025>

- ①「競争力ある県産ガスの開発」「効率的な導管網の整備」「都市ガス事業の更なる強化」を推進し、国内屈指のガスバリューチェーンを展開する。
- ②貴重な資源であるヨードの生産者として、積極的な増産・拡販を図り、世界の需要拡大に応える。
- ③千葉から世界へ。新興国を中心とした海外エネルギー市場の成長への貢献を通じて更なる発展を遂げる。

- ④お客様・時代のニーズ、環境の変化をとらえ、新たな事業に取り組み、社会とともに持続的に成長する。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 (第1期)	平成27年度 (第2期)	平成28年度 (第3期) 当連結会計年度
売上高	86,139百万円	73,547百万円	56,450百万円
経常利益	6,114百万円	5,824百万円	3,629百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,496百万円	3,941百万円	2,401百万円
1株当たり当期純利益	303.17円	143.91円	87.71円
総 資 産	89,335百万円	89,316百万円	89,622百万円
純 資 産	68,420百万円	71,779百万円	72,846百万円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
関東天然瓦斯開発(株)	7,902百万円	100.0%	天然ガス・ヨード事業
大多喜ガス(株)	2,244百万円	100.0%	都市ガス事業
日本天然ガス(株)	300百万円	51.7%	天然ガス・ヨード事業
オータキ産業(株)	50百万円	100.0%	圧縮天然ガス及び液化石油ガスの販売

- (注) 1. 連結子会社は上記の4社であります。
2. 当連結会計年度の事業の概況につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」の欄に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
関東天然瓦斯開発(株)	千葉県茂原市茂原661番地	25,334百万円	58,857百万円
大多喜ガス(株)	千葉県茂原市茂原661番地	16,008百万円	

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
ガス事業	天然ガスの採取・販売、都市ガス事業、圧縮天然ガス及び液化石油ガスの販売
ヨード・かん水事業	ヨード及びヨード化合物の製造・販売、かん水の販売
その他	ガス機器等の販売、ガス設備工事、電力事業等

(8) 主要な営業所等

会社名	名称	所在地
当社	本社	東京都中央区
関東天然瓦斯開発(株)	本社	千葉県茂原市
	吉橋プラント	千葉県八千代市
大多喜ガス(株)	本社	千葉県茂原市
	茂原サービスセンター	千葉県茂原市
	市原サービスセンター	千葉県市原市
	八千代サービスセンター	千葉県八千代市
	千葉サービスセンター	千葉県千葉市
	成東サービスセンター	千葉県山武市
日本天然ガス(株)	本社	千葉県長生郡
オータキ産業(株)	本社	千葉県茂原市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減数
544名	△1名

(注) 従業員数には、嘱託、パート等96名が含まれております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
(株)千葉銀行	540百万円
(株)千葉興業銀行	262百万円
(株)京葉銀行	262百万円
三井住友信託銀行(株)	214百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

120,000,000株

(2) 発行済株式の総数

27,386,257株（自己株式2,949,804株を除く。）

(3) 株 主 数

3,954名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)合同資源	4,843千株	17.68%
エア・ウォーター(株)	4,575千株	16.70%
京葉瓦斯(株)	3,690千株	13.47%
三井住友信託銀行(株)	723千株	2.64%
(株)千葉銀行	709千株	2.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	677千株	2.47%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	665千株	2.43%
石油資源開発(株)	610千株	2.22%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	578千株	2.11%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	510千株	1.86%

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式2,949千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が当事業年度末日に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	発行回次 (発行決議日)	行使価額	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役	第1回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成41年4月20日まで	11個	普通株式 5,500株	3名
	第2回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成42年4月25日まで	14個	普通株式 7,000株	3名
	第3回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成43年4月27日まで	16個	普通株式 8,000株	3名
	第4回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成44年4月26日まで	23個	普通株式 11,500株	4名
	第5回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成45年4月25日まで	12個	普通株式 6,000株	4名
	第6回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成41年4月20日まで	5個	普通株式 2,000株	2名
	第7回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成42年4月19日まで	9個	普通株式 3,600株	2名
	第8回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成43年4月18日まで	8個	普通株式 3,200株	2名
	第9回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成44年4月20日まで	15個	普通株式 6,000株	3名
	第10回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成45年4月18日まで	11個	普通株式 4,400株	3名
	第11回新株予約権 (平成26年3月27日)	1株当たり1円	平成26年4月25日から 平成46年4月24日まで	112個	普通株式 11,200株	7名
	第12回新株予約権 (平成27年3月26日)	1株当たり1円	平成27年4月25日から 平成47年4月24日まで	113個	普通株式 11,300株	7名
	第13回新株予約権 (平成28年3月30日)	1株当たり1円	平成28年4月23日から 平成48年4月22日まで	130個	普通株式 13,000株	8名

区分	発行回次 (発行決議日)	行使価額	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
監査役	第1回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成41年4月20日まで	3個	普通株式 1,500株	1名
	第2回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成42年4月25日まで	4個	普通株式 2,000株	1名
	第3回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成43年4月27日まで	2個	普通株式 1,000株	1名
	第4回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成44年4月26日まで	6個	普通株式 3,000株	1名
	第5回新株予約権 (平成25年10月24日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成45年4月25日まで	3個	普通株式 1,500株	1名
	第6回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成41年4月20日まで	2個	普通株式 800株	1名
	第7回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成42年4月19日まで	4個	普通株式 1,600株	1名
	第8回新株予約権 (平成25年10月23日)	1株当たり1円	平成26年1月6日から 平成43年4月18日まで	2個	普通株式 800株	1名
	第11回新株予約権 (平成26年3月27日)	1株当たり1円	平成26年4月25日から 平成46年4月24日まで	16個	普通株式 1,600株	1名

- (注) 1. 平成25年10月23日開催の大多喜ガス(株)の臨時株主総会及び平成25年10月24日開催の関東天然瓦斯開発(株)の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に両社が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権(第1回から第10回)が交付されております。なお、第1回から第10回までの「行使期間」欄の始期は、当社設立日であります。
2. 新株予約権の目的である株式の数は、第1回から第5回は1個当たり500株、第6回から第10回は1個当たり400株、第11回からは1個当たり100株であります。

新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権者は、当社または当社の子会社のいずれの取締役及び執行役員の地位も喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- ③ 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行

使用することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

- (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (ロ) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (ハ) 相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

区分	発行回次 (発行決議日)	行使価額	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	交付者数
執行役員	第13回新株予約権 (平成28年3月30日)	1株当たり1円	平成28年4月23日から 平成48年4月22日まで	70個	普通株式 7,000株	7名

- (注) 1. 執行役員には、取締役兼務者は含みません。
 2. 新株予約権の行使条件は、「(1) 当社役員が当事業年度末日に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」と同内容であります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
梶田直	取締役社長（代表取締役） 社長執行役員	関東天然瓦斯開発(株)代表取締役社長
西村潤一	専務取締役（代表取締役） 専務執行役員経営企画部・情報システム部管掌	
加藤宏明	常務取締役 常務執行役員	大多喜ガス(株)代表取締役社長
須永信之	常務取締役 常務執行役員人事部管掌	関東天然瓦斯開発(株)代表取締役専務経営管理部長
吉井正徳	取締役相談役	関東天然瓦斯開発(株)相談役
水野彦二郎	取締役 執行役員経理部長	大多喜ガス(株)取締役経理部管掌
森武	取締役 執行役員総務部長	関東天然瓦斯開発(株)取締役総務部長
齋藤篤志	取締役 執行役員	関東天然瓦斯開発(株)取締役生産供給本部環境保安部長
棚橋祐治	取締役	石油資源開発(株)相談役 セイノーホールディングス(株)社外取締役
大槻幸一郎	取締役	アジア航測(株)特別顧問
長濱新太郎	常勤監査役	大多喜ガス(株)監査役
木藤博正	常勤監査役	関東天然瓦斯開発(株)監査役
田中尚文	監査役	(株)合同資源取締役相談役
吉益信治	監査役	第一芙蓉法律事務所パートナー弁護士 神田通信機(株)社外監査役 (株)パーカーコーポレーション社外取締役

- (注) 1. 取締役齋藤篤志氏は、平成28年3月30日開催の第2期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。一方、取締役中瀬清氏は、同定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役棚橋祐治氏及び大槻幸一郎氏は、社外取締役であります。
3. 監査役木藤博正氏は、長年にわたる経理業務の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見

を有しております。

4. 監査役田中尚文氏及び吉益信治氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役棚橋祐治氏、大槻幸一郎氏及び監査役吉益信治氏について、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 11名 121百万円 (うち社外取締役 2名 8百万円)

監査役 3名 42百万円 (うち社外監査役 1名 4百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与の支給予定額5百万円及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額16百万円が含まれております。
3. 当事業年度に在任した監査役4名のうち、1名は無報酬であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 棚橋祐治

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

石油資源開発(株)は、当社の大株主であります。セイノーホールディングス(株)と当社の間には、特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、主に行政分野及び企業経営等における豊富な経験と高い見識を生かして、適宜発言を行っております。

② 取締役 大槻幸一郎

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

アジア航測(株)と当社の間には、特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、主に行政分野及び企業経営等における豊富な経験と高い見識を生かして、適宜発言を行っております。

③ 監査役 田中尚文

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

(株)合同資源は、当社の主要株主であります。また、当社の特定関係事業者で子会社である関東天然瓦斯開発(株)が、同社にガス及びかん水の販売等を行う一方、同社からガス及びコードを仕入れております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、豊富な経験と高い見識を生かして、主にガス事業、コード・かん水事業における専門的見地から適宜発言を行っております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会13回中12回に出席し、豊富な経験と高い見識を生かして、主にガス事業、コード・かん水事業における専門的見地から適宜発言を行っております。

④ 監査役 吉益信治

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

第一芙蓉法律事務所は、当社の顧問弁護士が所属する法律事務所であります。神田通信機(株)及び(株)パーカーコーポレーションと当社の間には、特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回中11回に出席し、豊富な経験と高い見識を生かして、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会13回中11回に出席し、豊富な経験と高い見識を生かして、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
28百万円
- ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
72百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

当社は、「天然ガスの生産と販売を中核に、快適で豊かな生活の実現と社会の発展に貢献する」との経営理念のもと、事業全般にわたる信頼性を確保し、適正な会社業務を遂行するた

め、次のとおり体制を整備し、適宜検証または改善に努めます。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、当社社長及び子会社社長等で構成するコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び使用人が守るべき基本的誓約として制定した「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」の徹底を図り、遵法精神と企業倫理に基づいた企業活動を推進します。
- (ロ) 取締役会は、法令及び「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の開催に加え、必要に応じて随時開催し、会社の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に関して、適正な実施に努めます。
- (ハ) 取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮るとともに、職務執行状況を定期的にまたは必要に応じて報告します。
- (ニ) 取締役は、適正な経営判断が行えるよう、常に情報収集と意思疎通に努めます。

②当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる取締役会議事録や決裁書等の情報については、法令及び「文書規則」等に基づき、適切な保存及び管理を実施します。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 取締役は、当社事業を取り巻くリスクを全般的に把握、評価したうえ、中期経営計画、部門目標等に取り入れ、それらに適時適切に対応致します。
- (ロ) 大規模地震等の災害につきましては、子会社を中心に災害対策マニュアルの策定、災害時連絡系統の整備、緊急用資材調達手段の整備、それらに則った防災訓練を行うこと等により、災害発生時に適切な対応を致します。
- (ハ) その他の事業遂行上のリスクにつきましては、各担当部門において専門的な検討を加えたうえ、適切に管理しており、管掌の取締役がそれを監督し、必要に応じて取締役会で検証を行います。
- (ニ) リスク管理体制が有効に機能しているか否かは、監査室によっても検証され、取締役社長に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行います。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役は、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時確認、検証します。
- (ロ) 取締役は、「取締役会規則」及び「組織規程」により、取締役会付議事項または社内決裁事項を判断し、迅速かつ的確な意思決定を行います。

- ⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 当社は、使用人の職務執行における法令遵守の定着を図るため、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」の徹底をはじめとした、コンプライアンス委員会による啓蒙、教育活動を推進します。
 - (ロ) 当社は、使用人が法令、定款または倫理に反する虞のある事項を発見した場合には、職場に配置したコンプライアンス推進担当者等を通じて、コンプライアンス委員会が速やかに報告を受ける体制を確立します。
 - (ハ) 当社は、潜在的な問題の早期把握に努め、コンプライアンス委員会による是正措置の決定や顧問弁護士との連携等により、適切に解決します。
 - (ニ) 当社は、内部監査組織として監査室を設置し、使用人の職務執行が適正に行われることを確認し、職務執行状況に問題があった場合は、速やかに是正措置を行います。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社グループは、各社取締役会やグループの役員連絡会議を通じて、グループ各社の情報把握と意思疎通を行うとともに、子会社情報が親会社の取締役会に迅速かつ的確に報告される体制を確立します。
 - (ロ) 子会社の取締役は、職務権限に関する規定により、親会社に承認を求める事項、親会社からの指示に基づき意思決定する事項または各子会社にて決裁する事項を判断し、迅速かつ的確な意思決定を行います。また、各子会社で決裁された重要事項については、職務権限に関する規定及び「関係会社管理規程」に基づき、定期的に親会社に報告されます。
 - (ハ) 子会社の取締役は、各社事業を取り巻くリスクを全般的に把握、評価したうえ、グループとしての統一方針のもと、中期経営計画、部門目標等に取り入れ、それらに適時適切に対応するとともに、そのリスク管理体制が有効に機能しているか否かは、グループ全体の内部監査部門である監査室によっても検証され、グループ会社の取締役社長に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行います。
 - (ニ) 当社グループは、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の進むべき方向性や位置付けを明確にするとともに、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」を全ての子会社に適用し、子会社における業務の適正を確保するための積極的な支援、指導を行います。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役の必要に応じて専任の補助者を置く場合は、その能力、資格、権限、指揮命令及び処遇等について、取締役と監査役が協議するものとします。

⑧当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ各社の監査役が相互に連携し、グループ全体を網羅した監査を行う体制を整備します。当社グループでは、グループ各社の取締役及び使用人が、法定事項に加えて、会社に重大な影響を及ぼすと思われる事項や、コンプライアンス委員会における付議事項を速やかに監査役に報告し、監査役の要請に基づき、必要な情報提供を行うとともに、職場にコンプライアンス推進担当者を配置し、匿名郵便制度や外部通報制度を整備することで、グループ各社の取締役及び従業員からの報告が匿名性を維持した状態で速やかにコンプライアンス委員会及び監査役に報告される体制を確立します。

⑨当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役職務の執行について生ずる費用の取り扱いについての所管部署を総務部としており、職務の執行上必要と認める費用について適宜予算計上するとともに、緊急または臨時に支出した費用については事後に速やかに償還します。

⑩その他当社の監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる体制を維持します。

(ロ) 取締役は、監査役が会計監査人及び監査室と連携、相談できる体制を維持します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス委員会がグループ横断的に開催されているほか、定期的な職場単位でのミーティングの実施や社内メールによる啓蒙活動、外部講師による講演会の開催等を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを

継続的に行っております。

加えて、当社が外部の専門窓口を介して匿名で通報できる内部通報制度（内部通報ヘルプライン）を設けており、グループ各社も含めて運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

②リスク管理体制

事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、中期経営計画や部門目標等に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わる者として特に大規模地震等の保安上のリスクに備えるため、子会社を中心に災害対策マニュアルを策定し、防災訓練を行うこと等により保安体制を整備しております。

③職務執行体制

当社は、「取締役会規則」及び「組織規程」にて取締役会付議事項及び社内決裁事項を明確に定めており、各取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮り、職務執行状況を定期的に報告するとともに、適正な経営判断が行えるよう、グループ経営執行会議等を通じて、社内及びグループ内の情報収集と意思疎通を徹底しております。

また、法令及び社内規則に基づいた迅速かつ的確な意思決定に努めながら、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況について、取締役会等にて随時確認、検証しております。

④内部監査体制

グループ全体の内部監査部門である監査室において、年度毎に監査計画を策定し、その計画に基づいて各部門への業務監査及び金商法に係る内部統制監査を実施しているほか、社員を対象とした内部統制研修を定期的開催し、社内の内部統制全般に対する知識の拡充、理解の深耕を図ることで、自発的に適切な業務執行を維持できる体制の構築に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,094	流 動 負 債	9,411
現 金 及 び 預 金	24,402	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,626
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,835	短 期 借 入 金	493
有 価 証 券	3,490	未 払 金	3,087
た な 卸 資 産	922	未 払 法 人 税 等	479
そ の 他	1,446	賞 与 引 当 金	27
貸 倒 引 当 金	△3	そ の 他	1,696
		固 定 負 債	7,365
固 定 資 産	53,527	長 期 借 入 金	837
有 形 固 定 資 産	36,924	繰 延 税 金 負 債	1,192
建 物 及 び 構 築 物	8,442	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	207
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,876	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,081
土 地	7,292	そ の 他	46
建 設 仮 勘 定	7,100	負 債 合 計	16,776
そ の 他	1,212		
無 形 固 定 資 産	1,259	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	15,344	株 主 資 本	68,809
投 資 有 価 証 券	13,342	資 本 金	8,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	82	資 本 剰 余 金	13,922
そ の 他	1,966	利 益 剰 余 金	48,020
貸 倒 引 当 金	△47	自 己 株 式	△1,132
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	321
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	946
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△625
		新 株 予 約 権	189
		非 支 配 株 主 持 分	3,525
		純 資 産 合 計	72,846
資 産 合 計	89,622	負 債 及 び 純 資 産 合 計	89,622

連結損益計算書

(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		56,450
売上原価		44,083
売上総利益		12,366
販売費及び一般管理費		9,132
営業利益		3,234
営業外収益		
有価証券利息	113	
受取配当金	164	
受取賃貸料	145	
その他	98	522
営業外費用		
支払利息	35	
有価証券償還損	15	
賃貸費用	24	
寄附金	39	
その他	11	127
経常利益		3,629
特別利益		
固定資産売却益	27	27
特別損失		
固定資産除却損	134	
その他	4	138
税金等調整前当期純利益		3,518
法人税、住民税及び事業税	1,050	
法人税等調整額	53	1,104
当期純利益		2,413
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		2,401

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,000	13,922	46,385	△1,132	67,174
連結会計年度中の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△766		△766
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,401		2,401
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	—	—	1,635	△0	1,634
当 期 末 残 高	8,000	13,922	48,020	△1,132	68,809

	その他の包括利益累計額		
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の利益 累計額合計
当期首残高	1,151	△302	848
連結会計年度中の 変動額			
剰余金の配当			
親会社株主に帰属 する当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	△204	△322	△527
連結会計年度中の 変動額合計	△204	△322	△527
当期末残高	946	△625	321

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	163	3,591	71,779
連結会計年度中の 変動額			
剰余金の配当			△766
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,401
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	25	△66	△568
連結会計年度中の 変動額合計	25	△66	1,066
当期末残高	189	3,525	72,846

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

関東天然瓦斯開発(株)、大多喜ガス(株)、オータキ産業(株)、日本天然ガス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

関東建設(株)

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため連結対象から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社等の名称等

関東建設(株)

持分法を適用していない会社は、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を適用しております。

(ロ) その他有価証券

(a) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を適用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法を適用しております。

デリバティブ

時価法を適用しております。

たな卸資産

(イ) 製品

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を適用しております。

- (ロ) 貯蔵品
主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。
 - (ハ) 仕掛品（未成工事支出金）
個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社2社は定額法、その他の連結子会社は主として定率法を適用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
鉱業権については生産高比例法、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、その他については定額法を適用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 投資その他の資産
- 投資不動産については、定額法を適用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金
連結子会社1社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。
 - ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの定期修繕費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に均等配分し計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - (a) ヘッジ手段
為替予約
 - (b) ヘッジ対象
外貨建有価証券

- (ハ) ヘッジ方針
取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引に関する規則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- (二) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨、同一金額であることなどから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (イ) 退職給付に係る負債の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (ロ) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが生じた年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立科目で表示しておりました投資その他の資産の「繰延税金資産」(当連結会計年度857百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」の科目に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

- ①前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」(前連結会計年度0百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立科目で表示しております。
- ②前連結会計年度において、独立科目で表示しておりました特別損失の「減損損失」(当連結会計年度0百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」の科目に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当連結会計年度において、当社の本社事務所の移転計画を決定したことにより、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る費用について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に基づく償却期間を新たに見積りました。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が28百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	
建物及び構築物	14,185百万円
機械装置及び運搬具	67,121百万円
その他	14,205百万円
投資その他の資産	
その他（投資不動産）	473百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	30,336,061株
------	-------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	383百万円	14円00銭	平成27年 12月31日	平成28年 3月31日
平成28年8月10日 取締役会	普通株式	383百万円	14円00銭	平成28年 6月30日	平成28年 9月2日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	383百万円	14円00銭	平成28年 12月31日	平成29年 3月30日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	172,000株
------	----------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、グループ各社との間でグループファイナンスを行っており、グループの資金は直近の必要資金を除き、当社において集中管理し、概ね当社が一括して資金の運用及び調達を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、資金調達については必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機を目的とした取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券及び証券投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。このうち一部は、為替の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理に関する規則等に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、資金管理に関する規則等に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社との間でグループファイナンスを行っているグループ各社から報告される情報に基づき、適時に資金計画を作成・更新するほか、取引銀行との間に当座借越契約を締結する等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）をご参照下さい。）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	24,402	24,402	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,835	5,835	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100	100	0
② その他有価証券	12,551	12,551	—
資 産 計	42,889	42,890	0
(1) 支払手形及び買掛金	3,626	3,626	—
(2) 未払金	3,087	3,087	—
(3) 未払法人税等	479	479	—
(4) 長期借入金 (※)	1,331	1,330	△0
負 債 計	8,525	8,524	△0

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び証券投資信託受益証券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。預金と同様の性格を有する合同運用指定金銭信託は、すべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式及び 匿名組合出資金	4,181

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 2,524円29銭
- 2 株当たり当期純利益 87円71銭

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,215	流 動 負 債	194
現 金 及 び 預 金	1,406	短 期 借 入 金	84
営 業 未 収 入 金	3	未 払 金	74
有 価 証 券	1,390	未 払 費 用	29
前 払 費 用	11	未 払 法 人 税	0
繰 延 税 金 資 産	18	預 り 金	6
そ の 他	383	固 定 負 債	595
固 定 資 産	55,642	長 期 借 入 金	241
有 形 固 定 資 産	41	繰 延 税 金 負 債	354
建 物	8	負 債 合 計	789
工 具、器 具 及 び 備 品	32	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	23	株 主 資 本	57,042
商 標	2	資 本 金	8,000
ソ フ ト ウ エ ア	20	資 本 剰 余 金	47,919
そ の 他	0	資 本 準 備 金	2,000
投 資 そ の 他 の 資 産	55,577	そ の 他 資 本 剰 余 金	45,919
投 資 有 価 証 券	11,370	利 益 剰 余 金	2,255
関 係 会 社 株 式	42,221	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,255
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,630	繰 越 利 益 剰 余 金	2,255
長 期 前 払 費 用	31	自 己 株 式	△1,132
そ の 他	322	評 価 ・ 換 算 差 額 等	836
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	836
		新 株 予 約 権	189
資 産 合 計	58,857	純 資 産 合 計	58,068
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	58,857

損益計算書

(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	658	
受 取 配 当 金	886	
業 務 受 託 料	347	1,892
営 業 費 用		
一 般 管 理 費		977
営 業 利 益		915
営 業 外 収 益		
有 価 証 券 利 息	110	
受 取 配 当 金	127	
そ の 他	41	278
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
有 価 証 券 償 還 損	15	
そ の 他	3	38
経 常 利 益		1,155
特 別 損 失		
そ の 他	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,155
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	74	
法 人 税 等 調 整 額	7	81
当 期 純 利 益		1,073

株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	8,000	2,000	45,919	47,919	1,948	△1,132	56,735
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△766		△766
当 期 純 利 益					1,073		1,073
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	—	306	△0	306
当 期 末 残 高	8,000	2,000	45,919	47,919	2,255	△1,132	57,042

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	990	990	163	57,890
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△766
当期純利益				1,073
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△153	△153	25	△128
事業年度中の変動額 合計	△153	△153	25	177
当期末残高	836	836	189	58,068

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法を適用しております。
 - (ロ) その他有価証券
 - (a) 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法を適用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b) 時価のないもの
移動平均法に基づく原価法を適用しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を適用しております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を適用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - (a) 商標権
10年の定額法により償却しております。
 - (b) ソフトウェア
自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。
 - (ハ) 投資その他の資産
長期前払費用については、定額法を適用しております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
5. ヘッジ会計の方法
 - (イ) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - (a) ヘッジ手段
為替予約
 - (b) ヘッジ対象
外貨建有価証券

- (ハ) ヘッジ方針
取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引に関する規則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- (二) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨、同一金額であることなどから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立科目で表示しておりました営業外費用の「寄付金」(当事業年度3百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」の科目に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、当社の本社事務所の移転計画を決定したことにより、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る費用について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に基づく償却期間を新たに見積もりました。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が28百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 固定資産の減価償却累計額
- | | |
|-----------|-------|
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 30百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 53百万円 |
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)
- | | |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 84百万円 |
| 短期金銭債務 | 0百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	1,892百万円
営業費用	16百万円
営業取引以外の取引による取引高	34百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 2,949,804株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	関東天然瓦斯開発(株)	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス 役員の兼任	経営指導料の受取り(注)1	346	—	—
				配当金の受取り(注)2	675	—	—
				資金の預り(注)3	5,791	—	—
	大多喜ガス(株)	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス 役員の兼任	経営指導料の受取り(注)1	294	—	—
				資金の預り(注)3	7,933	—	—
				業務受託料の受取り(注)4	235	営業未収入金	0
	日本天然ガス(株)	所有 直接51.7%	グループ ファイナンス 役員の兼任	資金の貸付(注)5	1,500	関係会社 長期貸付金	1,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料の受取りについては、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。
 2. 配当金の受取りについては、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。
 3. 預り金の利率については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
 4. 業務受託料の受取りについては、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。
 5. 貸付金の利率については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

6. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,113円42銭
2. 1株当たり当期純利益	39円21銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月7日

K & O エナジーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星長 徹也 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K & O エナジーグループ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K & O エナジーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月7日

K & O エナジーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星長 徹也 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K & O エナジーグループ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月14日

K & O エナジーグループ株式会社 監査役会

常勤監査役	長 濱 新太郎	㊟
常勤監査役	木 藤 博 正	㊟
監 査 役	田 中 尚 文	㊟
監 査 役	吉 益 信 治	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループ会社を通じて、貴重な国産資源を長期的かつ安定的に生産、供給するため、その経営基盤の基礎となる内部留保の充実と継続的な安定配当を基本方針にしております。この方針のもと、当期の期末配当につきましては、今後の経営環境及びグループ全体としての事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金14円を含め、1株につき28円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円	総額 383,407,598円
-----------------	-----------------

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループは、「ヨードの製造・販売」を主要事業の一つとしておりますが、この「ヨード」につき、昨今では一般的に「ヨウ素」という呼称が主流になっていることから、呼称の混在による誤認・混乱を防止するため、当社グループにおける呼称も「ヨウ素」に統一するにあたり、現行定款第2条（目的）における該当部分を変更するものであります。
- (2) グループ内のさらなる連携強化や業務効率の向上、コスト削減をはかることを目的として、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中央区から千葉県茂原市に変更するものであります。また、本変更に関しては、平成29年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、この旨を明確にするため附則を設けるとともに、本店移転の効力発生日経過後、本附則を削除するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第28条（取締役との責任限定契約）及び第36条（監査役との責任限定契約）を新設し、併せて条数の繰り下げを行うものであります。なお、変更案第28条の新設に関しては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理すること、ならびにこれらに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) かん水およびヨードその他の工業薬品の製造および販売</p> <p>(3) (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>(15)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 ～ (略) 第34条</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理すること、ならびにこれらに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) かん水およびヨウ素その他の工業薬品の製造および販売</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(15)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を千葉県茂原市に置く。</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u> 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条 ～ (現行どおり) 第35条</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第35条 ～ 第38条	<p>(新設)</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条 ～ 第40条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成29年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	かじ た すなお 梶田直 (昭和31年1月27日生)	昭和53年4月 関東天然瓦斯開発(株)入社 平成17年3月 同社取締役営業部長 平成21年3月 大多喜ガス(株)取締役営業本部長 平成24年3月 同社常務取締役営業本部長 平成26年1月 当社常務取締役常務執行役員 関東天然瓦斯開発(株)代表取締役社長(現) 平成27年3月 当社代表取締役社長社長執行役員(現)	6,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>梶田直氏は、当社グループ各社にて主に総務部門に携わった後、関東天然瓦斯開発(株)の営業部管掌取締役や大多喜ガス(株)の営業本部管掌取締役等の要職を経て、平成26年1月より関東天然瓦斯開発(株)代表取締役社長、平成27年3月より当社代表取締役社長として、当社グループの経営全般をリードしております。</p> <p>天然ガス鉱業及び都市ガス業の双方において、事業に関する幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>		
2	にし むら じゅん いち 西村潤一 (昭和29年3月5日生)	昭和51年4月 大多喜ガス(株)入社 平成17年3月 同社取締役経営企画室長 平成19年3月 同社取締役営業本部長、地域営業部長 平成21年3月 同社代表取締役常務経営管理本部長 平成26年1月 当社常務取締役常務執行役員 大多喜ガス(株)代表取締役専務 平成27年3月 当社代表取締役専務専務執行役員経営企画部管掌 平成27年10月 当社代表取締役専務専務執行役員経営企画部・情報システム部管掌(現)	5,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>西村潤一氏は、主に大多喜ガス(株)において都市ガス供給部門や営業部門に携わった後、同社の営業本部管掌取締役や経営管理本部管掌取締役等の要職を経て、平成27年3月より当社代表取締役専務として、主に当社グループの企画部門を所管しております。</p> <p>都市ガス業における各種技術や販売戦略に精通するとともに、経営に関する豊富な経験・実績を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	<p>かとうひろあき 加藤宏明 (昭和31年4月26日生)</p>	<p>昭和55年4月 関東天然瓦斯開発(株)入社 平成21年3月 同社取締役企画部長 平成25年3月 同社取締役企画部長 大多喜ガス(株)取締役経営企画部長 平成26年1月 当社執行役員 大多喜ガス(株)常務取締役営業本部長 平成27年3月 当社常務取締役常務執行役員(現) 大多喜ガス(株)代表取締役社長(現)</p>	5,360株
<p>【取締役候補者とした理由】 加藤宏明氏は、当社グループ各社において主に経営企画部門に携わった後、関東天然瓦斯開発(株)の企画部管掌取締役等の要職を経て、平成27年3月より当社常務取締役、大多喜ガス(株)代表取締役社長として、主に都市ガス事業の経営を所管しております。 都市ガス業の事業運営に対する幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			
4	<p>すながのぶゆき 須永信之 (昭和31年10月18日生)</p>	<p>昭和54年4月 関東天然瓦斯開発(株)入社 平成21年3月 同社取締役監査室長 平成23年3月 同社取締役総務管掌、経理部長 平成24年3月 同社取締役人事・労務管掌、経理部長 平成26年1月 当社取締役執行役員人事部管掌 関東天然瓦斯開発(株)常務取締役経理部長 平成27年3月 当社常務取締役常務執行役員人事部管掌(現) 関東天然瓦斯開発(株)代表取締役専務経理部長 平成28年3月 関東天然瓦斯開発(株)代表取締役専務経営管理部長(現)</p>	3,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 須永信之氏は、主に関東天然瓦斯開発(株)において経理部門に携わった後、同社経理部管掌取締役、人事部管掌取締役等の要職を経て、平成27年3月より当社常務取締役、関東天然瓦斯開発(株)代表取締役専務として、主に当社グループの労務部門を所管しております。 財務・会計分野や人事分野における幅広い知見に加え、天然ガス鉱業の経営に関する豊富な経験・実績を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	みずのげんじろう 水野彦二郎 (昭和32年10月5日生)	昭和56年4月 大多喜ガス(株)入社 平成21年3月 関東天然瓦斯開発(株)経理部長 平成23年3月 同社監査室長 大多喜ガス(株)監査室長 平成24年3月 大多喜ガス(株)取締役(総務部管掌)経理部長 平成26年1月 当社取締役執行役員経理部長(現) 大多喜ガス(株)取締役(総務部・経理部管掌) 平成27年3月 大多喜ガス(株)取締役経理部管掌(現)	3,180株
<p>【取締役候補者とした理由】 水野彦二郎氏は、主に関東天然瓦斯開発(株)において経理部門や総務部門に携わった後、大多喜ガス(株)の経理部管掌取締役等の要職を経て、平成26年1月より当社取締役経理部長として、主に当社の財務部門を所管しております。 当社グループの財務・会計分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			
6	もりたけし 森武 (昭和34年9月28日生)	昭和58年4月 大多喜ガス(株)入社 平成21年3月 関東天然瓦斯開発(株)総務部長、茂原鉱業所総務部長 平成24年3月 同社取締役総務部長、茂原鉱業所総務部長 平成25年3月 同社取締役営業部管掌、総務部長、茂原鉱業所総務部長 平成26年1月 当社取締役執行役員総務部長(現) 関東天然瓦斯開発(株)取締役総務部長(現)	2,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 森武氏は、主に関東天然瓦斯開発(株)において総務部門や人事部門に携わった後、同社の総務部管掌取締役等の要職を経て、平成26年1月より当社取締役総務部長として、主に当社のコーポレート部門を所管しております。 当社グループの法務分野及びコーポレート分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	齋藤篤志 (昭和33年3月1日生)	昭和56年4月 ㈱ほくさん入社 平成21年6月 エア・ウォーター(㈱)医療カンパニー管理部長 平成24年6月 同社医療カンパニー企画・管理部長 平成26年6月 同社調達部長 平成28年3月 当社取締役執行役員(現) 関東天然瓦斯開発(㈱)取締役生産供給本部環境保安部長(現)	0株
		【取締役候補者とした理由】 齋藤篤志氏は、エア・ウォーター(㈱)において主に住設部門や企画・管理部門に携わった後、平成28年3月より当社取締役として、主に天然ガス鉱業の保安・品質管理部門を所管しております。前職及び当社グループにおける経験と実績が今後も当社グループの事業発展や企業価値向上に資すると考えられることから、引き続き取締役候補者として選任しております。	
8	※長島健 (昭和37年1月9日生)	昭和59年4月 大多喜ガス(㈱)入社 平成23年3月 同社総務部長 平成27年3月 当社人事部長(現)	1,500株
		【取締役候補者とした理由】 長島健氏は、当社グループ各社において主に総務部門や人事部門に携わってまいりました。当社グループの法務分野や人事分野において豊富な経験・実績を有しており、今後の当社グループの事業発展や企業価値向上に資すると考えられることから、取締役候補者として選任しております。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
9	たな はし ゆう し 棚 橋 祐 治 (昭和9年10月13日生)	昭和33年4月 通商産業省入省 平成3年6月 同省事務次官 平成9年8月 (財)新エネルギー財団会長 平成13年6月 石油資源開発(株)代表取締役社長 平成17年6月 石油資源開発(株)代表取締役社長 セイノーホールディングス(株)社外取締役(現) 平成20年6月 石油資源開発(株)代表取締役会長 平成26年1月 当社取締役(現) 石油資源開発(株)代表取締役会長 平成27年6月 石油資源開発(株)取締役会長 平成28年6月 同社相談役(現)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>棚橋祐治氏は、通商産業省や(財)新エネルギー財団、石油資源開発(株)において要職を歴任し、行政分野及び企業経営等における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、平成26年1月より当社社外取締役として、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する監督を行っており、引き続き当社の企業価値向上に資することが期待されるため、社外取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
10	<p style="text-align: center;">おお つき こういちろう 大 槻 幸一郎 (昭和23年2月18日生)</p>	<p>昭和45年4月 農林水産省林野庁入庁 平成10年7月 同庁長野営林局長 平成13年4月 千葉県副知事 平成18年8月 千葉県副知事退職 平成19年12月 アジア航測(株)取締役上席執行役員、経営管理本部技師長 平成20年12月 同社代表取締役社長執行役員社長、経営管理本部長 平成23年12月 同社代表取締役会長 平成25年3月 関東天然瓦斯開発(株)取締役 アジア航測(株)代表取締役会長 平成25年12月 関東天然瓦斯開発(株)取締役 アジア航測(株)相談役 平成26年1月 当社取締役(現) アジア航測(株)相談役 平成27年12月 アジア航測(株)特別顧問(現)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 大槻幸一郎氏は、農林水産省や千葉県、アジア航測(株)において要職を歴任し、行政分野及び企業経営等における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、平成26年1月より当社社外取締役として、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する監督を行っており、引き続き当社の企業価値向上に資することが期待されるため、社外取締役候補者として選任しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. ※印は新任取締役候補者であります。
 3. 棚橋祐治氏及び大槻幸一郎氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 棚橋祐治氏及び大槻幸一郎氏は、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 5. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
 大槻幸一郎氏がアジア航測(株)の代表取締役会長として在任中の平成25年10月に、同社の林野庁委託事業において、会計検査院より委託費の支払額が過大となっていたとの国会報告がなされました。同社は指摘を受けた委託費約190万円を返還するとともに、再発防止策を講じております。
 6. 大槻幸一郎氏は、平成25年3月から平成26年1月までの間、当社の子会社である関東天然瓦斯開発(株)の社外取締役でありました。
 7. 棚橋祐治氏及び大槻幸一郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって次のとおりとなります。
 棚橋祐治 3年3か月
 大槻幸一郎 3年3か月

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

YUITO (日本橋室町野村ビル)

「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール

(TEL : 03-3277-0888)



交通のご案内

- ・東京メトロ ○銀座線・●半蔵門線「三越前」駅 (A9出口直結)
- ・JR 総武快速線「新日本橋」駅より
地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ (A9出口直結)
- ・JR各線「神田」駅 (南口) より徒歩7分

UD FONT

